

◎新潟県告示第1112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、次のとおり告示する。

令和3年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称
新潟市
- 2 事業の種類
新潟都市計画道路事業3・1・500号新潟停車場線（新潟駅万代広場）及び新潟都市計画通路事業1号万代広場上空東西連絡通路
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
新潟市中央区花園1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所
新潟市役所（都市政策部新潟駅周辺整備事務所）
- 5 収用又は使用の手続が保留されている起業地
新潟市中央区花園1丁目地内
- 6 手続を開始する土地
 - (1) 収用の部分
新潟市中央区花園1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし